

豊橋市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (平成29年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成29年度	377,561	121,913,449	4,042,617	19,823,394	16.3	16.5

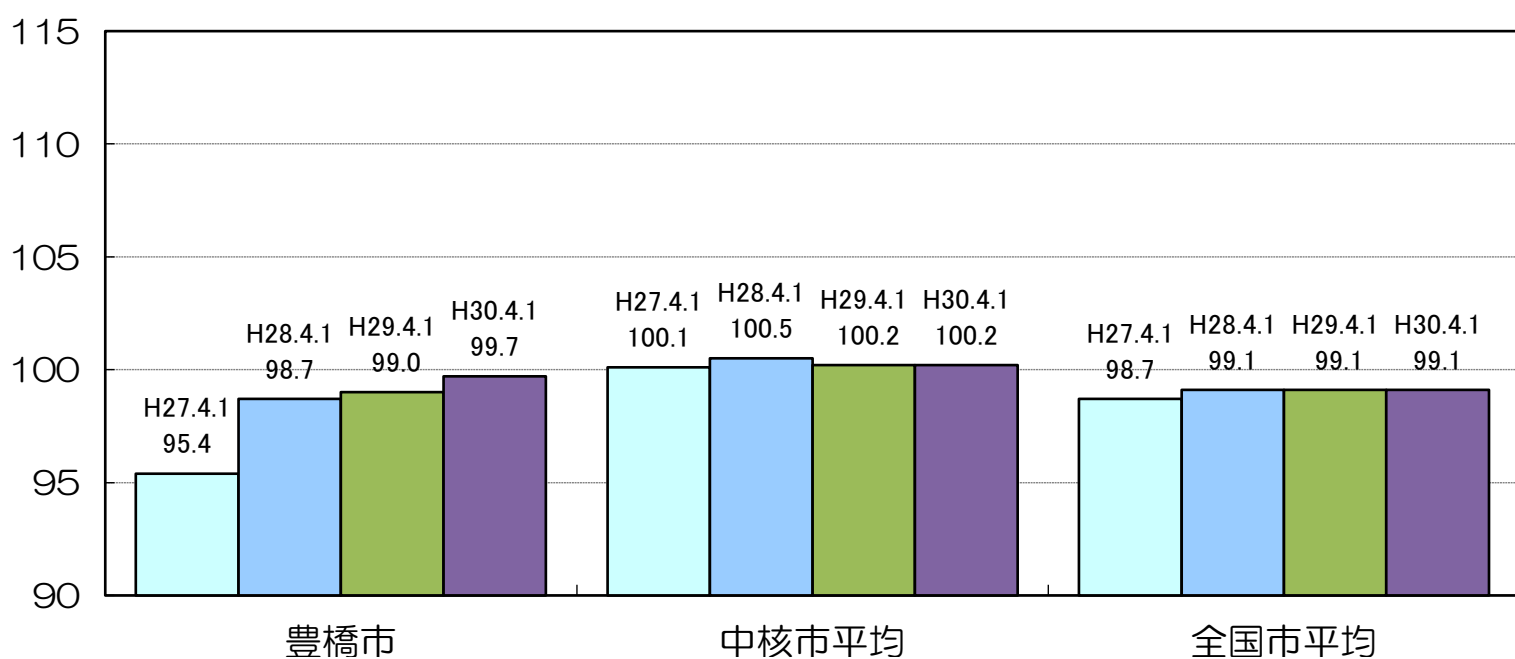
(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含む。

(2) 職員給与費の状況 (平成29年度普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成29年度	2,076	7,762,073	2,264,526	3,143,358	13,169,957	6,344	6,376

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 中核市平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①経験年数(前歴年数)は長い初任給格付けが低い職員の退職があったため。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
（内容） 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2.2%の引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日をもって終了）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準3%に対し、豊橋市においては6%を支給。
（実施時期） 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日時点は6%を支給。

（参考）

	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%	3%
豊橋市の支給割合	4%	5%	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）
単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
豊橋市	39.9 歳	319,776 円	420,490 円	372,123 円
愛知県	41.9 歳	324,709 円	438,458 円	384,814 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
中核市	41.8 歳	319,514 円	404,718 円	365,460 円

(注) 一般行政職とは、医療・教育・消防・労務・税務・福祉・企業職以外の一般の事務・技術業務に携わる職員である。

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
豊橋市	311人	44.3歳	302,016円	373,047円	339,619円	—	—	—	—
うち清掃職員	133人	45.8歳	310,577円	389,368円	349,390円	廃棄物処理業従業員	45.8歳	293,000円	1.33
うち学校給食員	22人	45.8歳	306,786円	343,043円	337,863円	調理士	42.4歳	272,700円	1.26
うち用務員	78人	44.8歳	305,292円	379,734円	345,230円	用務員	55.6歳	207,200円	1.83
うち守衛	7人	40.3歳	277,264円	354,188円	309,796円	守衛	56.9歳	264,700円	1.34
愛知県	275人	52.9歳	312,623円	379,435円	358,111円	—	—	—	—
国	2,553人	50.7歳	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
中核市	232人	49.3歳	331,027円	392,477円	364,359円	—	—	—	—

区 分	参 考					
	年収ベース（試算値）の比較			勤続年数（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D	公務員 (E)	民間 (F)	E/F
豊橋市	—	—	—	—	—	—
うち清掃職員	6,126,331円	4,038,000円	1.52	18.2年	10.1年	1.80
うち学校給食員	5,610,926円	3,693,700円	1.52	16.9年	9.0年	1.88
うち用務員	6,031,059円	2,808,700円	2.15	16.0年	10.2年	1.57
うち守衛	5,639,813円	3,756,200円	1.50	12.1年	9.2年	1.32

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		豊橋市	愛知県	国
一般行政職	大学卒	185,800円	186,700円	179,200円
	高校卒	151,500円	152,200円	147,100円
技能労務職	高校卒	159,900円～	141,100円	—
	中学卒	254,300円	129,500円	—

（注）豊橋市の技能労務職の初任給は、学歴を問わず採用時年齢による。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,050円	367,214円	388,712円	425,184円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
技能労務職	高校卒	215,800円	268,900円	293,800円	336,233円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

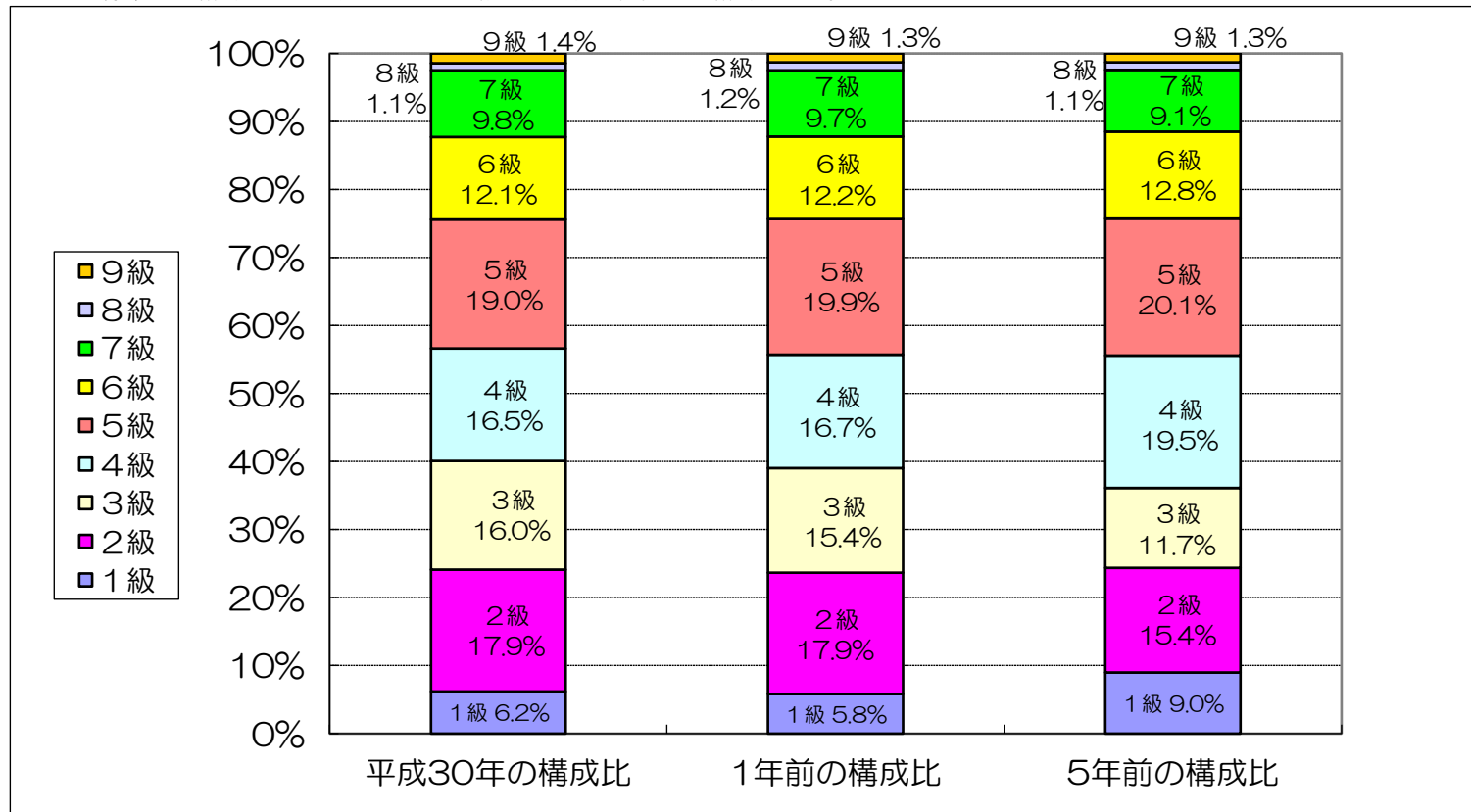
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	事務員・技術員	75人	6.2%	142,600円	247,100円
2級	主事・技師	215人	17.9%	192,700円	303,800円
3級		193人	16.0%	228,900円	349,600円
4級	主任主事・主任技師	198人	16.5%	262,000円	386,300円
5級	主査	229人	19.0%	288,000円	395,900円
6級	課長補佐	145人	12.1%	318,500円	409,800円
7級	課長級	118人	9.8%	362,300円	444,500円
8級	次長級	13人	1.1%	407,700円	468,200円
9級	部長	17人	1.4%	458,000円	527,100円

（注）豊橋市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（豊橋市）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

豊 橋 市	愛 知 県	国																																																																																				
1人当たり平均支給額（平成29年度普通会計決算） 1,514 千円	1人当たり平均支給額（平成29年度普通会計決算） 1,805 千円	—																																																																																				
（平成29年度支給割合） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">期末手当</th> <th colspan="2">勤勉手当</th> </tr> <tr> <td>6月期 1.225 月分</td> <td>6月期 0.850 月分</td> <td>6月期 0.850 月分</td> <td>6月期 0.850 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期 1.375 月分</td> <td>12月期 0.950 月分</td> <td>12月期 0.950 月分</td> <td>12月期 0.950 月分</td> </tr> <tr> <td>計 2.60 月分</td> <td>計 1.80 月分</td> <td>計 2.60 月分</td> <td>計 1.80 月分</td> </tr> <tr> <td>6月期 (0.65) 月分</td> <td>6月期 (0.400) 月分</td> <td>6月期 (0.65) 月分</td> <td>6月期 (0.400) 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期 (0.80) 月分</td> <td>12月期 (0.450) 月分</td> <td>12月期 (0.80) 月分</td> <td>12月期 (0.450) 月分</td> </tr> <tr> <td>計 (1.45) 月分</td> <td>計 (0.85) 月分</td> <td>計 (1.45) 月分</td> <td>計 (0.85) 月分</td> </tr> </table>	期末手当		勤勉手当		6月期 1.225 月分	6月期 0.850 月分	6月期 0.850 月分	6月期 0.850 月分	12月期 1.375 月分	12月期 0.950 月分	12月期 0.950 月分	12月期 0.950 月分	計 2.60 月分	計 1.80 月分	計 2.60 月分	計 1.80 月分	6月期 (0.65) 月分	6月期 (0.400) 月分	6月期 (0.65) 月分	6月期 (0.400) 月分	12月期 (0.80) 月分	12月期 (0.450) 月分	12月期 (0.80) 月分	12月期 (0.450) 月分	計 (1.45) 月分	計 (0.85) 月分	計 (1.45) 月分	計 (0.85) 月分	（平成29年度支給割合） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">期末手当</th> <th colspan="2">勤勉手当</th> </tr> <tr> <td>6月期 1.225 月分</td> <td>6月期 0.850 月分</td> <td>6月期 0.850 月分</td> <td>6月期 0.850 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期 1.375 月分</td> <td>12月期 0.950 月分</td> <td>12月期 0.950 月分</td> <td>12月期 0.950 月分</td> </tr> <tr> <td>計 2.60 月分</td> <td>計 1.80 月分</td> <td>計 2.60 月分</td> <td>計 1.80 月分</td> </tr> <tr> <td>6月期 (0.65) 月分</td> <td>6月期 (0.400) 月分</td> <td>6月期 (0.65) 月分</td> <td>6月期 (0.400) 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期 (0.80) 月分</td> <td>12月期 (0.450) 月分</td> <td>12月期 (0.80) 月分</td> <td>12月期 (0.450) 月分</td> </tr> <tr> <td>計 (1.45) 月分</td> <td>計 (0.85) 月分</td> <td>計 (1.45) 月分</td> <td>計 (0.85) 月分</td> </tr> </table>	期末手当		勤勉手当		6月期 1.225 月分	6月期 0.850 月分	6月期 0.850 月分	6月期 0.850 月分	12月期 1.375 月分	12月期 0.950 月分	12月期 0.950 月分	12月期 0.950 月分	計 2.60 月分	計 1.80 月分	計 2.60 月分	計 1.80 月分	6月期 (0.65) 月分	6月期 (0.400) 月分	6月期 (0.65) 月分	6月期 (0.400) 月分	12月期 (0.80) 月分	12月期 (0.450) 月分	12月期 (0.80) 月分	12月期 (0.450) 月分	計 (1.45) 月分	計 (0.85) 月分	計 (1.45) 月分	計 (0.85) 月分	（平成29年度支給割合） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">期末手当</th> <th colspan="2">勤勉手当</th> </tr> <tr> <td>6月期 1.225 月分</td> <td>6月期 0.850 月分</td> <td>6月期 0.850 月分</td> <td>6月期 0.850 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期 1.375 月分</td> <td>12月期 0.950 月分</td> <td>12月期 0.950 月分</td> <td>12月期 0.950 月分</td> </tr> <tr> <td>計 2.60 月分</td> <td>計 1.80 月分</td> <td>計 2.60 月分</td> <td>計 1.80 月分</td> </tr> <tr> <td>6月期 (0.65) 月分</td> <td>6月期 (0.400) 月分</td> <td>6月期 (0.65) 月分</td> <td>6月期 (0.400) 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期 (0.80) 月分</td> <td>12月期 (0.450) 月分</td> <td>12月期 (0.80) 月分</td> <td>12月期 (0.450) 月分</td> </tr> <tr> <td>計 (1.45) 月分</td> <td>計 (0.85) 月分</td> <td>計 (1.45) 月分</td> <td>計 (0.85) 月分</td> </tr> </table>	期末手当		勤勉手当		6月期 1.225 月分	6月期 0.850 月分	6月期 0.850 月分	6月期 0.850 月分	12月期 1.375 月分	12月期 0.950 月分	12月期 0.950 月分	12月期 0.950 月分	計 2.60 月分	計 1.80 月分	計 2.60 月分	計 1.80 月分	6月期 (0.65) 月分	6月期 (0.400) 月分	6月期 (0.65) 月分	6月期 (0.400) 月分	12月期 (0.80) 月分	12月期 (0.450) 月分	12月期 (0.80) 月分	12月期 (0.450) 月分	計 (1.45) 月分	計 (0.85) 月分	計 (1.45) 月分	計 (0.85) 月分
期末手当		勤勉手当																																																																																				
6月期 1.225 月分	6月期 0.850 月分	6月期 0.850 月分	6月期 0.850 月分																																																																																			
12月期 1.375 月分	12月期 0.950 月分	12月期 0.950 月分	12月期 0.950 月分																																																																																			
計 2.60 月分	計 1.80 月分	計 2.60 月分	計 1.80 月分																																																																																			
6月期 (0.65) 月分	6月期 (0.400) 月分	6月期 (0.65) 月分	6月期 (0.400) 月分																																																																																			
12月期 (0.80) 月分	12月期 (0.450) 月分	12月期 (0.80) 月分	12月期 (0.450) 月分																																																																																			
計 (1.45) 月分	計 (0.85) 月分	計 (1.45) 月分	計 (0.85) 月分																																																																																			
期末手当		勤勉手当																																																																																				
6月期 1.225 月分	6月期 0.850 月分	6月期 0.850 月分	6月期 0.850 月分																																																																																			
12月期 1.375 月分	12月期 0.950 月分	12月期 0.950 月分	12月期 0.950 月分																																																																																			
計 2.60 月分	計 1.80 月分	計 2.60 月分	計 1.80 月分																																																																																			
6月期 (0.65) 月分	6月期 (0.400) 月分	6月期 (0.65) 月分	6月期 (0.400) 月分																																																																																			
12月期 (0.80) 月分	12月期 (0.450) 月分	12月期 (0.80) 月分	12月期 (0.450) 月分																																																																																			
計 (1.45) 月分	計 (0.85) 月分	計 (1.45) 月分	計 (0.85) 月分																																																																																			
期末手当		勤勉手当																																																																																				
6月期 1.225 月分	6月期 0.850 月分	6月期 0.850 月分	6月期 0.850 月分																																																																																			
12月期 1.375 月分	12月期 0.950 月分	12月期 0.950 月分	12月期 0.950 月分																																																																																			
計 2.60 月分	計 1.80 月分	計 2.60 月分	計 1.80 月分																																																																																			
6月期 (0.65) 月分	6月期 (0.400) 月分	6月期 (0.65) 月分	6月期 (0.400) 月分																																																																																			
12月期 (0.80) 月分	12月期 (0.450) 月分	12月期 (0.80) 月分	12月期 (0.450) 月分																																																																																			
計 (1.45) 月分	計 (0.85) 月分	計 (1.45) 月分	計 (0.85) 月分																																																																																			
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算額 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算額 3～20% 管理職加算額 4～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算額 5～20% 管理職加算額 10～25%																																																																																				

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（豊橋市）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率			○	○
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

豊 橋 市	国	
（支給率） 自己都合 応募認定・定年	（支給率） 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算あり 在職した役職に応じた加算あり	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算あり 在職した役職に応じた加算あり	
1人当たり平均支給額 （平成29年度普通会計決算） 2,445 千円 18,564 千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支給実績（平成29年度普通会計決算）		503,281 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度普通会計決算）		242,428 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
下記以外	6 %	3,434 人	3 %
豊橋市（医師等）	16 %	190 人	16 %
都の特別区	20 %	8 人	20 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			102.6 (99.7)

(注) 地域手当は、給料、扶養手当、管理職手当の6%（医師等は16%、都の特別区内に在勤する職員は20%）を支給されるものである。医師等とは、医師及び歯科医師である。

地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度普通会計決算）		81,797 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度普通会計決算）		102,118 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度実績）		45.8 %			
手当の種類（手当数）		32種類（18 手当）			
手当の名称	主な支給対象職員	種類	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度 普通会計決算）	左記職員に対する 支給単価
滞納整理手当	右の業務に従事した職員	1	庁外にあって行う滞納金の徴収及び督促事務	46 千円	日額 400 円
			滞納処分による差押え又はその他の方法により法的効力を有することとなった差押え	774 千円	1件につき 800 円
			公売又は競売による換価	24 千円	1件につき 800 円
福祉手当	右の業務に従事した職員	2	福祉事務所における生活保護の現業業務	1,561 千円	日額 300 円
			児童発達支援センターにおける児童指導業務	0 千円	日額 150 円
			保育所における乳幼児（3歳未満）及び障害児保育業務	2,697 千円	日額 150 円
			こども発達センターにおける保育士が行う障害児療育業務	473 千円	日額 150 円
			特別養護老人ホームにおける入所者養護業務	0 千円	日額 250 円
			養護老人ホームにおける入所者養護業務	228 千円	日額 150 円
			老人デイサービスセンターにおける介助業務	0 千円	日額 150 円
用地交渉手当	右の業務に従事した職員	3	正規の勤務時間以外の時間において行う公共用地の取得等に係る交渉業務	41 千円	日額 650 円
消防手当	右の業務に従事した職員	4	緊急出動により行う消防業務	3,419 千円	1回につき 1,600 円
			大型消防自動車の運転業務		
			上記以外の消防自動車の運転業務	505 千円	1回につき 1,400 円
			火災その他災害の警戒、鎮圧等の消防業務	7,861 千円	1回につき 1,000 円
			緊急出動により行う救急業務	3,325 千円	1回につき 250 円
			救急自動車の運転業務		
			救急救命士が行う救急業務	11,713 千円	1回につき 400 円
上記以外の者が行う救急業務	1,085 千円	1回につき 200 円			
潜水器具を着用して行う潜水業務	74 千円	1時間につき 310 円			
危険手当	右の著しく危険な業務に従事した職員	5	水質試験等の検査及び測定業務	194 千円	日額 150 円
			大雨、暴風又は洪水の警報発令時における道路、橋りょう、河川等の被害防止のための巡回監視または応急復旧の作業		
		6	巡回監視の場合	1 千円	日額 350 円
			応急復旧の作業の場合	19 千円	日額 530 円
		7	交通を遮断することなく行う道路上の作業	143 千円	日額 300 円
			道路維持課における交通を遮断することなく行う道路保守作業、消毒作業等	1,933 千円	日額 350 円
		8	高所又は深所における作業	173 千円	日額 200 円
			一類感染症、二類感染症、新感染症及び指定感染症の感染者等の救護及び原因調査等の業務	0 千円	日額 300 円
		9	市民病院における二類感染症患者等の入院医療業務（医師が行う業務を除く。）	0 千円	日額 300 円
			家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽(そ)、ブルセラ病、鼻疽(そ)及び高病原性鳥インフルエンザに限る。)の病原体を有する家畜又はその疑いのある家畜に係る防疫の作業	0 千円	日額 300 円
		10	保健所における結核患者及び精神障害者並びにこれらの家族等の相談指導等の業務	359 千円	日額 300 円
こども発達センターにおける精神障害者及びその家族等の相談指導等の業務	0 千円		日額 300 円		

危険手当	右の著しく危険な業務に従事した職員	12	保健所における野犬等の収容等業務	28千円	日額	250円
		13	廃棄物処理施設への立入検査業務	107千円	日額	300円
		14	施設課における焼却炉及び煙道内有害たい積物処理作業	291千円	日額	200円
		15	動植物公園獣舎における動物飼育及び汚物取扱いの現業業務 獣医師が行う業務の場合	0千円	日額	400円
				0千円	日額	250円
		16	保健所及び市民病院における輸血検査、病理検査、微生物検査及び感染症検査の業務	234千円	日額	300円
		17	市民病院の結核病棟における看護の業務	0千円	日額	300円
		18	保健所及び市民病院における診療用放射線機器等を操作する技術業務及びこれに付随する放射線業務	24千円	月額	6,000円
行旅病人、同死亡人取扱手当	右の業務に従事した職員	19	行旅病人の収容作業	0千円	1人につき	1,000円
		20	行旅死亡人の取扱作業	0千円	1人につき	2,500円
斎場手当	右の業務に従事した職員	21	斎場における業務	588千円	日額	900円
清掃手当	右の業務に従事した職員	22	環境部におけるし尿及びごみの収集処理等の作業	23,491千円	日額	610円
犬、ねこ死体処理手当	右の業務に従事した職員	23	犬及びねこの死体処理の作業 遺棄されたもの等の収集処理作業の場合、	28千円	1匹につき	400円
技術管理手当	右の業務に従事した職員	24	電気主任技術者が行う技術管理業務	40千円	1か所につき	4,000円 き、月額
			ボイラー・タービン主任技術者が行う技術管理業務	51千円		
			廃棄物処理施設技術管理者が行う技術管理業務	273千円		
			建築主事が行う技術管理業務	76千円		
夜間看護手当	右の業務に従事した職員	25	特別養護老人ホームにおいて正規の勤務時間による勤務を深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。夜間看護等手当の項において同じ。）において行う看護の業務	0千円	勤務1回	3,300円 につき
と畜検査手当	右の業務に従事した職員	26	食肉衛生検査所におけると畜検査の業務	3,104千円	日額	900円
診療手当	右の業務に従事した職員	27	市民病院における医師が行う診療業務	0千円	診療収入月額の100分の5の額以内	
			子ども発達センターにおける医師が行う診療業務	11,448千円	診療収入月額の100分の15の額以内	
保健所医師手当	右の業務に従事した職員	28	保健所における医師が行う業務	2,400千円	月額	100,000円
妊産婦指導管理業務手当	右の業務に従事した職員	29	市民病院における助産師が行う妊産婦指導管理の業務	0千円	日額	300円
分べん取扱手当	右の業務に従事した職員	30	市民病院における助産師が行う分べん取扱業務	0千円	1件につき	3,000円を 当該業務に従事した助産師の数で除して得た額
夜間看護等手当	右の業務に従事した職員	31	市民病院において正規の勤務時間による勤務の全部又は一部を深夜において医療職給料表（三）の適用を受ける職員が行う看護の業務又は医療職給料表（二）の適用を受ける職員が行う救急医療の業務 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	0千円	勤務1回	8,200円 につき
				0千円	4時間以上	4,500円 である場合
				0千円	2時間以上4時間未満	4,100円 である場合
				0千円	2時間未満	2,400円 である場合
医療待機業務手当	右の業務に従事した職員	32	市民病院における緊急医療業務のため正規の勤務時間以外の時間に行う待機業務	0千円	勤務1回	2,000円 につき

（注）特殊勤務手当は、著しく困難、危険、不快または不健康な勤務に従事した場合に支給されるものである。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度普通会計決算）	564,272 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度普通会計決算）	361 千円
支給実績（平成28年度普通会計決算）	622,444 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度普通会計決算）	404 千円

（注） 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外に勤務した場合、勤務した時間数に応じて支給されるものである。

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成29年度普通会計決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度普通会計決算）
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円を支給（16～22歳までの子は1人につき5,000円加算）	同じ	—	238,727 千円	232,224 円
住居手当	12,000円を超える家賃支払者/27,000円(上限額)、その他は非支給	同じ	—	114,734 千円	266,823 円
通勤手当	通勤距離2km以上の職員に距離・通勤方法に応じて2,000円～24,500円、定期券利用職員に購入価額を支給(1か月55,000円限度)、徒歩通勤者は非支給	異なる	距離区分毎の支給単価	158,374 千円	89,578 円
単身赴任手当	異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で居住する職員で、移転前の住居から公署への通勤が困難と認められる者26,000円～84,000円	同じ	—	2,016 千円	504,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(行政職の場合、50,700～105,100円)	異なる	支給区分支給額	280,312 千円	749,497 円
休日勤務手当	休日等において、正規の勤務時間中に勤務をした場合に支給(勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の135～150/100)	同じ	—	160,160 千円	240,842 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務をした場合に支給(勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の25/100)	同じ	—	22,268 千円	78,964 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給(宿日直勤務1回につき4,200円)	同じ	—	1,768 千円	221,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受け取る職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 週休日等の場合(勤務1回につき7,000円～10,000円) 週休日以外の場合(勤務1回につき3,500円～5,000円)	異なる	支給区分支給額	1,476 千円	16,400 円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,091,000 円	(参考) 中核市における最高/最低額 1,206,000円 / 722,400円	
	副 市 長	915,000 円	974,000円 / 709,200円	
報 酬	議 長	716,000 円	827,000円 / 584,000円	
	副 議 長	651,000 円	748,000円 / 504,000円	
	議 員	585,000 円	700,000円 / 475,000円	
期 末 手 当	市 長	(平成29年度支給割合)	6月期 2,512,900円	12月期 2,837,145円
	副 市 長	3.30 月分 (算定方式) {給料+地域手当+給料×25%+(給料+地域手当)×20%}×支給割合	2,107,519円	2,379,457円
議 員	議 長	(平成29年度支給割合)	6月期 1,609,210円	12月期 1,816,850円
	副 議 長 議 員	3.30 月分 (算定方式) (報酬+報酬×45%)×支給割合	1,463,122円 1,314,787円	1,651,912円 1,484,437円
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×60/100	(1期の手当額) 31,420,800円	(支給時期) 任期ごと
	副 市 長	給料月額×在職月数×40/100 ※在職月数は48月を限度とする	17,568,000円	任期ごと
備 考				

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
期末手当は勤務期間により割落としかがある。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

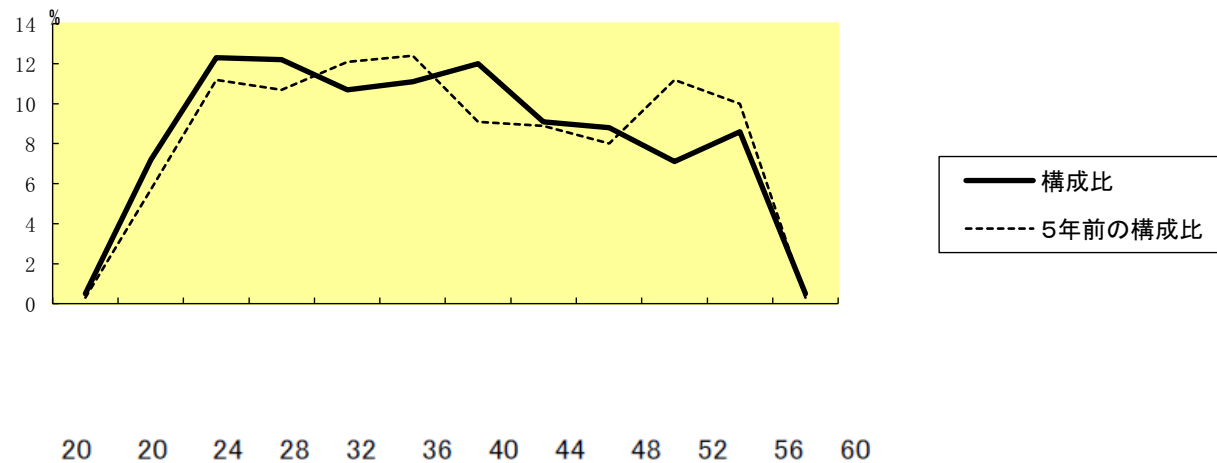
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議 会	15	15	0	育児休業に伴う代替職員の増員など 広域連合派遣要員の増員など 塵芥収集体制の見直し、欠員不補充など JETRO派遣要員の増員など
	総 務	376	377	1	
	税 務	111	111	0	
	民 生	270	313	43	
	衛 生	399	392	▲7	
	労 働	3	3	0	
	農林水産	53	54	1	
	商 工	31	33	2	
	土 木	238	238	0	
	計	1,496	1,536	40	
	教育部門	243	241	▲2	学校給食調理業務の執行体制見直しなど
	消防部門	337	337	0	
	小 計	2,076	2,114	38	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.99 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 62.13 人)
公営企業等部門	病 院	1,203	1,206	3	医療診療執行体制の見直しなど
	水 道	81	83	2	
	下 水 道	93	94	1	国土交通省実務研修派遣の増員など
	そ の 他	166	134	▲32	広域連合派遣に伴う業務の減少など
	小 計	1,543	1,517	▲26	
合 計		3,619 [3,570]	3,631 [3,585]	12 [15]	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.16 人

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

育児休業等への対応職員は含むが、次年度補充することとなる欠員は含まない。

[]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	18人	261人	445人	443人	387人	403人	437人	329人	321人	258人	312人	17人	3,631人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 \ 年 度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	1,429	1,448	1,471	1,471	1,496	1,536	107 (7.5%)
教 育	273	264	252	253	243	241	▲32 (▲11.7%)
消 防	322	325	331	334	337	337	15 (4.7%)
普通会計	2,024	2,037	2,054	2,058	2,076	2,114	90 (4.4%)
公営企業 等 会 計 計	1,440	1,450	1,461	1,491	1,543	1,517	77 (5.3%)
総合計	3,464	3,487	3,513	3,549	3,619	3,631	167 (4.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分		総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
		千円	千円	千円	%	%
平成 29年度	水 道	5,511,637	627,046	533,623	9.7	10.1
	下水道	7,221,472	69,144	424,262	5.9	6.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費334,649千円を含まない。

区 分		職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考) 全国市平均 一人当たり給与費
			給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成 29年度	水 道	80	302,275	86,725	124,411	513,411	6,418	6,166
	下水道	88	327,198	86,272	134,308	547,778	6,225	6,130

(注) 職員手当には退職給与金を含まない。

職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
豊橋市水道事業	43.5 歳	346,517 円	534,803 円
豊橋市下水道事業	40.8 歳	341,761 円	518,729 円
団体平均（水道）	44.4 歳	343,701 円	513,093 円
団体平均（下水道）	43.3 歳	340,980 円	510,993 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

豊橋市上下水道事業				豊橋市（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（平成29年度決算） 1,540 千円				1人当たり平均支給額（平成28年度普通会計決算） 1,473 千円			
(平成29年度支給割合)				(平成28年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月期 1.225 月分	6月期 0.85 月分	6月期 1.225 月分	6月期 0.800 月分	12月期 1.375 月分	12月期 0.900 月分	計 2.60 月分	計 1.70 月分
12月期 1.375 月分	12月期 0.95 月分	6月期 (0.65) 月分	6月期 (0.375) 月分	12月期 (0.80) 月分	12月期 (0.425) 月分	計 (1.45) 月分	計 (0.80) 月分
計 2.60 月分	計 1.80 月分	12月期 (0.80) 月分	12月期 (0.45) 月分	計 (1.45) 月分	計 (0.80) 月分		
6月期 (0.65) 月分	6月期 0.40 月分						
12月期 (0.80) 月分	12月期 0.45 月分						
計 (1.45) 月分	計 (0.85) 月分						
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算額 5~20%				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算額 5~20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

豊橋市上下水道事業			豊橋市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2～45%加算あり			定年前早期退職特例措置 2～45%加算あり		
在職した役職に応じた加算あり			在職した役職に応じた加算あり		
1人当たり平均支給額 (平成29年度決算)	1,198 千円	5,383 千円	1人当たり平均支給額 (平成28年度普通会計決算)	1,419 千円	17,549 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		40,236 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		239,500 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
豊橋市	6 %	184 人	6 %

（注）1 地域手当は、給料、扶養手当、管理職手当の6%を支給されるものである。

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		5,609 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		74,787 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度実績）		44.6 %			
手当の種類（手当数）		10種類（7 手当）			
手当の名称	主な支給対象職員	種類	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度 決算)	左記職員に対する 支給単価
滞納整理手当	右の業務に従事した職員	1	庁外にあって行う水道料金、下水道使用料及び下水道受益者負担金その他の滞納金の徴収及び督促事務	1 千円	日額 400 円
			滞納処分による差押え又はその他の方法により法的効力を有することとなった差押え	0 千円	1件につき 800 円
			公売又は競売による換価	0 千円	1件につき 800 円
用地交渉手当	右の業務に従事した職員	2	正規の勤務時間以外の時間において行う公共用地の取得等に係る交渉業務	0 千円	日額 650 円
危険手当	右の著しく危険な業務に従事した職員	3	水質試験の業務	172 千円	日額 150 円
			大雨、暴風又は洪水の警報発令時における水道施設及び下水道施設の被害防止のための巡回監視又は応急復旧の作業（巡回監視の場合）	0 千円	日額 350 円
			同上（応急復旧作業の場合）	0 千円	日額 530 円
			交通を遮断することなく行う道路上の作業	448 千円	日額 300 円
汚物取扱手当	右の著しく危険な業務に従事した職員	7	管路保全課における下水道管きよの清掃等の作業（管内作業の場合）	299 千円	日額 500 円
			同上（上記以外の場合）	44 千円	日額 400 円
			下水道施設課における処理場及びポンプ場の汚物取扱い等の作業	1,637 千円	日額 400 円
待機業務手当	右の業務に従事した職員	8	水道の使用開始、中止清算等又は水道施設の事故発生等に対応するため正規の勤務時間以外の時間に行う待機業務	1,944 千円	勤務1回 2,000 円につき
変則勤務手当	右の変則勤務で行う業務に	9	浄水課浄水場及び下水道施設課処理場交替制勤務職員の業務	1,016 千円	月額 7,000 円
技術管理手当	右の業務に従事した職員	10	電気主任技術者が行う技術管理業務	48 千円	1か所につき、月額 4,000 円

（注）特殊勤務手当は、著しく困難、危険、不快または不健康な勤務に従事した場合に支給されるものである。

才 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	53,754 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	371 千円
支給実績（平成28年度決算）	55,055 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	344 千円

（注）1 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外に勤務した場合、勤務した時間数に応じて支給されるものである。

（注）2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

3 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円を支給（16歳～22歳までの子は1人につき5,000円加算）	同じ	-	23,847 千円	245,845 円
住居手当	12,000円を超える家賃支払者/27,000円(上限額)、その他は非支給	同じ	-	14,283 千円	297,563 円
通勤手当	通勤距離2km以上の職員に距離・通勤方法に応じて2,000円～24,500円、定期券利用職員に購入価額を支給(1か月55,000円限度)、徒歩通勤者は非支給	同じ	-	12,712 千円	81,487 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(企業職の場合、50,700～105,100円)	同じ	-	17,270 千円	750,870 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務をした場合に支給(勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の25/100)	同じ	-	5,285 千円	211,400 円